

2021年1月7日

各 位

富士屋ホテル株式会社
代表取締役社長 勝俣 伸

緊急事態宣言への弊社対応について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は一方ならぬご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染再拡大に伴う政府・自治体の緊急事態宣言発令を受け、弊社といたしましては以下の対応を実施してまいります。

- ・2021年1月8日より（レストラン・ラウンジ・バーなど）飲食を伴う店舗につきましては 午後8時までの時短営業とするほか、神奈川県内の店舗ではアルコールの提供を午後7時までとさせていただきます。
- ・（大阪富士屋ホテルを除く）全店におきまして、上記店舗の時短措置を遵守したうえで営業を継続してまいります。
- ・全事業所において感染防止対策を総合的に見直し、再度対応を徹底してまいります。
※ご参考 HP：<https://www.fujiyahotel.co.jp/news/2021/measures.html>

尚、新たな発令等に伴い上記対応が変更となる際は、あらためてお知らせ申し上げます。時短営業に伴い各位には大変なご不便・ご迷惑をお掛けいたしますが、事情ご賢察賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

※本件に関するお問合せ先：
「新型コロナウイルス対策本部」
TEL0460 (82) 0677